

お電話で水道の使用開始・中止のお手続きができます

水道お客さまセンター(0295-52-0427)にお申込みください。

- 営業時間** 月曜日から金曜日までの8:30から17:00まで
(ただし、土・日曜日、祝日および年末年始は休みとなります)
- 確認事項**
 - ・水道を使い始める日(水道を止める日)、住所、お名前、電話番号などを確認させていただきます。
 - ・水道を使い始める日(水道を止める日)の3日前までにご連絡ください。
- その他**
 - ・水道管理事務所や本庁市民課、支所の窓口、またはFAX(0295-53-0331)でもお手続きができます。
 - ・常陸大宮市の水道は、「常陸大宮市上水道事業給水条例」および「常陸大宮市上水道事業給水条例施行規程」(※市ホームページでご確認できます)に基づき、ご使用いただけます。あらかじめご了承ください。

問 水道お客さまセンター ☎52-0427 内線36 FAX52-0331

上下水道料金の支払いには口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

- 振替日**
毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)
※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。
- 申込方法**
次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申込みください。
 - ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合 ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ)
 - ・水戸信用金庫 ・烏山信用金庫 ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局
- お申込みの際に必要なもの**
 - ・通帳など口座番号がわかるもの
 - ・通帳の届出印
 - ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427

令和3年度常陸大宮市福祉タクシー券 利用タクシー会社の業務内容の一部変更について

令和3年度常陸大宮市福祉タクシーに登録している「有限会社大宮タクシー」において、業務の一部変更がありました。

- 変更内容**
令和3年度から、リフトカーの運用を廃止

問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175